

求償の特約に関する念書

平成 13 年 9 月 25 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所 神戸市中央区生田町1-2-3
物上保証人 神戸太郎 (実印)

1. 私は債務者 尼崎次郎 (以下甲という) の 株式会社三宮銀行 (以下乙という) に対する債務を担保するため、乙との間に平成13年 3 月 10 日付根抵当権設定契約により根抵当権を設定しております。
2. 私は貴協会が甲との信用保証委託契約 (契約条項は裏面) に基づき保証した甲の乙に対する債務についても上記根抵当権により担保されることを確認するとともに、私と貴協会との負担部分に関して、次のとおり確約いたします。

記

- ① 貴協会が上記信用保証委託契約第5条第1項の弁済をされたとき、貴協会は上記根抵当権の全部につき上記信用保証委託契約第6条の求償権の範囲で上記根抵当権を実行することができます。
- ② 私が甲に代わり乙に対して弁済したとき、または上記根抵当権が実行されたときは、私は貴協会に対し何らの求償も代位もしません。
- ③ 私は貴協会に差し入れられた別の担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会が処分しても異議はありません。

以 上

(注) 印鑑証明書を添付して下さい。